

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課)

ページ
一

号外 (七) 平成二十四年 四月 一 日

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別表」を「次項及び別表」に改め、同条に次の一項を加える。

2 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)

二 役員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)である等暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人

三 役員が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人

四 役員がその属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。)を利用している法人

五 役員が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直

接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人

六 役員が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人

七 役員が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約を締結し、これを利用している法人

第六条中「貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）を「申請者」に改める。

別表利率（年利）の欄中「一・一〇パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表備考に次の四号を加える。

七 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までに新たに貸付決定を行う電力需給対策貸付（この表の中小企業高度化事業の内容の欄に規定する事業のうち、省エネルギー、新エネルギー、自家発電等の設備を導入する事業であつて、次のイからリまでに掲げる施設に係る貸付けをいう。以下同じ。）に関する契約については、次号から第十号までに定めるところによる。

イ 省エネルギー型製造設備であつてエネルギー使用効率が十パーセント以上向上するもの及びその整備に係る施設

ロ 電力、ガス、石油その他のエネルギーの消費を自動的に制御するための設備及びその整備に係る施設

ハ 工業炉用燃焼空気の除湿設備等本体設備のエネルギー効率を向上させるための設備及びその整備に係る施設

ニ 高温又は低温のエネルギー放射を防止するための施設及びその整備に係る施設
ホ 廃熱、廃蒸気等の廃エネルギーを回収又は利用するための設備又はその整備に係る施設

ヘ イからホまでに掲げる設備等のほか、中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用を図るため特に必要と認められる施設であつて、エネルギー使用効率が十パーセント以上向上するもの及びその整備に係る施設

ト 新エネルギー設備（太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、水力発電又は地熱発電に係る設備をいう。）、革新的なエネルギー高度利用技術を用いた設備（天然ガスコージェネレーション設備又は燃料電池に係る設備をいう。）又はマイクログリッド

ドに係る設備及びそれらの整備に係る施設

チ 天然ガス、軽油等の化石燃料を用いる自家発電設備及びその整備に係る施設
リ イからチまでに掲げる設備のほか、中小企業者の事業活動における電力の効率的な使用を図るために特に必要と認められる設備（蓄電池、ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）等を含む。）及びその整備に係る施設
ハ 電力需給対策貸付に係る貸付けの利率は、この表の規定にかかわらず、一・〇五パーセントとする。

九 電力需給対策貸付に係る据置期間については、この表中「三年以上」とあるのは、「五年以内」と読み替えて適用する。

十 電力需給対策貸付に係る貸付金の額は、この表の規定にかかわらず、整備資金の額に百分の九十九を乗じて得た額又は整備資金の額から十万円を減じて得た額のいずれか高い額以内とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを決定する貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。